



## 避難誘導要領

- 1 この要領は、消防計画第 31 条及び第 34 条における避難誘導に基づく県立図書館における利用者を無事避難させることを目的とする。
- 2 利用者等の避難誘導経路は、下記により行い、避難場所は、消防計画第 31 条第 2 項及び第 34 条第 2 項によるものとする。
  - (1) 閲覧室利用者は、食堂付近からの出火の場合は、2階事務室横の階段を利用して1階に降り、1階事務室内を通過して、東通用口から館外に避難する。また、食堂付近以外からの出火の場合は、中央の階段を利用し、中2階まで降り、中2階出入り口(新聞閲覧室横)から館外に避難する。なお、炎、煙が迫っているため、両方の階段による避難が困難な場合は、郷土資料室の東側出入口からベランダに出て、新館書庫を通過して館外に避難する。
  - (2) 児童閲覧室利用者は、原則として西側出入口(テラス側)から館外に避難する。
- 3 利用者避難誘導の要領は次により行う。
  - (1) 館内放送及びハンドマイク等により、利用者に出火場所及びその状況を知らせる。
  - (2) 出火現場に最も近い部屋、階から誘導を開始し、煙の発生場所、流れの逆方向に誘導する。
  - (3) 誘導は、障害者、高齢者、幼児等から先に行い急ぎ足で避難させる。
  - (4) 誘導の際、炎及び煙が迫る場合は、這うように身体を低くしハンカチ、タオル等で鼻、口を覆わせる。
  - (5) 避難誘導は原則として階段を利用する。
  - (6) 火災階からの避難は火元からできるだけ離れた方向の階段を利用する。
  - (7) 火災上層階の者は、階段の周辺に炎、煙がなく下方避難が可能な場合は下層階へ誘導させる。下層階への誘導が困難な場合で、かつ新館書庫側への誘導が困難な場合は、避難器具設置場所又は屋上へ誘導する。
  - (8) 避難誘導の際は混乱を防ぐよう注意し常に大声で明瞭に指示する。特に、避難に使用する階段の降り口及び館外への出口付近に人員を配置して、避難方向の指示を明確に行い、避難者を確実に誘導する。
  - (9) 避難者が一旦避難後、再び所持品等取りにもどるような時は絶対に制止する。
  - (10) 防火扉の閉鎖にあたっては残留者がいないことを充分確認して行う。
  - (11) 班長(不在の場合は、副班長)は、第2閲覧室、トイレ及びベランダ等に残留者がいないことを充分確認し、最後に避難する。
  - (12) 避難誘導完了後、班長(不在の場合は、副班長)は、直ちに避難誘導班の人員の確認を行う。